

市川市規則第 8 号

市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例

施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例（令和 5 年条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域の指定等に係る告示)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例の適用を受ける江戸川放水路の区域の指定又は変更（次号において「適用区域の指定等」という。）をした範囲
- (2) 適用区域の指定等の効力が生ずる年月日

(身分証明書)

第 3 条 条例第 8 条の規定により条例第 5 条の規定に違反してかき殻等（同条に規定するかき殻等をいう。）を捨てた者に対して過料を科する職員は、身分証明書（様式第 1 号）を携帯し、当該かき殻等を捨てた者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第 4 条 条例第 8 条の規定により過料を科そうとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書（様式第 2 号）により、あらかじめ、その旨を告知するとともに、弁明の機会を付与する。

2 条例第 8 条の規定により過料を科するときは、その相手方に対し、過料処分通知書（様式第 3 号）を交付する。

3 条例第 8 条の規定により科する過料の額は、5 千円とする。

4 条例第 8 条の規定により過料を科するときの納期限は、当該過料を科する日の属する月の翌月末日とする。

5 過料を納期限までに納入しないときの督促は、督促状（様式第 4 号）により行うものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和5年10月1日から施行する。